

身体障害者障害程度等級表 (太実線より上は第1種を下は第2種を表す)

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢体不自由		肢体不自由		心臓、じん臓又は呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害						
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	移動機能	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの				①両上肢の機能を全廃したもの ②両上肢を手関節以上で欠くもの	①両下肢の機能を全廃したもの ②両下肢の大腿の2分の1以上で欠くもの	①体幹の機能障がいにより坐っていることができないもの	①不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動がほとんど不可能なもの ②不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	①心臓の機能の障がいにより自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	①じん臓の機能の障がいにより自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	①呼吸器の機能の障がいにより自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	①ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	①小腸の機能の障がいにより自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	①ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいにより日常生活がほとんど不可能なもの	①肝臓の機能の障がいにより自己の身の辺の日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	①視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの ②視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの ④両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	①両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			①両上肢の機能の著しい障がい ②両上肢のすべての指を欠くもの ③1上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの ④1上肢の機能を全廃したもの	①両下肢の機能の著しい障がい ②両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	①体幹機能障がいにより坐位又は起立位を保つことが困難なもの ②体幹の機能障がいにより立ち上がるのが困難なもの	①不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動が極度に制限されるもの ②不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						①ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいにより日常生活が極度に制限されるもの	①肝臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	①視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の②に該当するものを除く。) ②視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの ④両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	①両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大音量を理解できないもの)	①平衡機能の極めて著しい障がい	①音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	①両上肢の親指及び人差し指を欠くもの ②両上肢の親指及び人差し指の機能を全廃したもの ③1上肢の機能の著しい障がい ④1上肢のすべての指を欠くもの ⑤1上肢の機能を全廃したもの	①両下肢をショーパー関節以上で欠くもの ②1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの ③1下肢の機能を全廃したもの	①体幹の機能障がいにより歩行が困難なもの	①不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動が著しく制限されるもの ②不随意運動・失調等により歩行が著しく制限されるもの	①心臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	①じん臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	①呼吸器の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	①ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	①小腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	①ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいにより日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)	①肝臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)
4級	①視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の②に該当するものを除く。) ②周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの ③両眼開放視認点数が70点以下のもの	①両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声を理解できないもの) ②両耳による普通話声の最良の聴音明瞭度が50%以下のもの		①音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障がい	①両上肢の親指を欠くもの ②両上肢の親指の機能を全廃したもの ③1上肢の肩関節・肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能を全廃したもの ④1上肢の親指及び人差し指を欠くもの ⑤1上肢の親指及び人差し指の機能を全廃したもの ⑥親指又は人差し指を含めて1上肢の3指を欠くもの ⑦親指又は人差し指を含めて1上肢の3指の機能を全廃したもの ⑧親指又は人差し指を含めて1上肢の4指の機能の著しい障がい	①両下肢のすべての指を欠くもの ②両下肢のすべての指の機能を全廃したもの ③1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの ④1下肢の機能の著しい障がい ⑤1下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの ⑥1下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		①不随意運動・失調等により上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの ②不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	①心臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	①じん臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	①呼吸器の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	①ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	①小腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	①ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	①肝臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	①視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの ②両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの ③両眼中心視野角度が56度以下のもの ④両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの ⑤両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		①平衡機能の著しい障がい		①両上肢の親指の機能の著しい障がい ②1上肢の肩関節・肘関節又は手関節のうちいずれか1関節の機能の著しい障がい ③1上肢の親指を欠くもの ④1上肢の親指の機能を全廃したもの ⑤1上肢の親指及び人差し指の機能の著しい障がい ⑥親指又は人差し指を含めて1上肢の3指の機能の著しい障がい	①1下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障がい ②1下肢の足関節の機能を全廃したもの ③1下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	①体幹の機能の著しい障がい	①不随意運動・失調等により上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動に支障のあるもの ②不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	①両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40cm以上の距離で発せられた会話を理解できないもの) ②1側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側の耳の聴力レベルが50デシベル以上			①1上肢の親指の機能の著しい障がい ②人差し指を含めて1上肢の2指を欠くもの ③人差し指を含めて1上肢の2指の機能を全廃したもの	①1下肢をリスフラン関節以上で欠くもの ②1下肢の足関節の機能の著しい障がい		①不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの ②不随意運動・失調等により移動の機能の劣るもの							
7級					①1上肢の機能の軽度の障がい ②1上肢の肩関節・肘関節又は手関節のうちいずれか1関節の機能の軽度の障がい ③1上肢の手指の機能の軽度の障がい ④人差し指を含めて1上肢の2指の機能の著しい障がい ⑤1上肢の中指、薬指及び小指を欠くもの ⑥1上肢の中指、薬指及び小指の機能を全廃したもの	①両下肢のすべての指の機能の著しい障がい ②1下肢の機能の軽度の障がい ③1下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい ④1下肢のすべての指を欠くもの ⑤1下肢のすべての指の機能を全廃したもの ⑥1下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	①上肢に不随意運動・失調等を有するもの ②下肢に不随意運動・失調等を有するもの								
備考	<p>① 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当級とする。</p> <p>② 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。</p> <p>③ 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。</p> <p>④ 「指を欠くもの」とは、親指については指骨間関節、その他の指については第一指間関節以上を欠くものをいう。</p> <p>⑤ 「指の機能障害」とは、中指指節関節以下の障害をいい、親指については、対抗運動障害をも含むものをいう。</p> <p>⑥ 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。</p> <p>⑦ 貸しの長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。</p>														